

浦臼町出産祝い金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの誕生に対し、出産祝い金（以下「祝い金」という。）を交付することにより出産に祝意を表することを目的とする。

(交付要件)

第2条 祝い金の交付要件は、浦臼町内に1年以上住所を有し居住している夫婦（未婚の父母を含む。）に子どもが出生し、出生届けを提出した場合とする。

2 前項により、祝い金の交付を受ける者は、出生届けを提出した日から30日以内に、出産祝い金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

(交付の制限等)

第3条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、祝い金を交付しないものとする。

- (1) 本町の町税等を滞納しているとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。
- (3) 出生した子が1歳の誕生日に達したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は偽り、その他不正な手段により祝い金の交付を受けた者があるときは、交付額の全額又は一部を返還させることができる。

(祝い金の交付)

第4条 祝い金の額は、第1子が10万円、第2子が20万円、第3子以降は30万円とし、該当する子の父又は母に対して交付する。この場合の子の順位については、その父又は母の一方が同一世帯内において監護する子どもを交付要件児童とし、最年長の子を第1子として以下出生順に数えるものとする。ただし、次の各号に定める場合は、交付要件児童としない。

- (1) 夫婦どちらかの実子（養子、養女を含む。）でない子
- (2) 満18歳に達し、その年度末を経過した子
- (3) 既に婚姻中の子、既婚歴のある子及び出産歴のある子
- (4) 父母からの世帯分離、あるいは町外へ転出した子。（その子が心身上の理由から、施設入所のための世帯分離、転出した場合は除く。）

(交付の方法)

第5条 祝い金は、申請書を受理し、第3条の各号に該当しないと町長が認めた場合は、父又は母に対し、指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(管理)

第6条 町長は、管理を適正にするため、出産祝い金交付台帳（様式第2号）により管理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月6日要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。